

クレジット納税に関する質問(Q & A)

クレジットカードで納付できる時間帯はいつですか？	➡ 納期限内でしたら曜日に関係なく24時間いつでも納付することができます。
納めることのできる市税の種類は何ですか？	➡ 市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)となります。
年度の最初に送られてきた市税の納付書であればすべてクレジットカードで納められますか？	➡ 利用できない納付書もあります。
クレジットカードが利用できない納付書とはどんなものですか？	➡ 納付書の『納付番号』と『確認番号』の欄が***で埋まっている納付書はクレジットカードでの納付に対応していません。
再発行された納付書でも、クレジットカードで納められますか？	➡ 納付できます。ただし、納期限内のものとなります。
督促状が届きましたが、クレジットカードで納められますか？	➡ 納付できませんので、別の納付方法をご利用ください。
納期限を過ぎてしまったのですが、まだクレジットカードで納められますか？	➡ 納付できませんので、別の納付方法をご利用ください。
銀行やコンビニでもクレジットカードを使って税金を納められますか？	➡ 納付できません。インターネット限定のサービスとなりますので、パソコンやスマートフォン、携帯電話等からご利用ください。
利用できるクレジットカードはどんなものですか？	➡ 下記のブランドロゴの入ったカードがご利用になれます。(順不同) MasterCard、VISA、JCB、AMERICANEXPRESS、DinersClub
クレジットカードで納める際、手数料等はかかりますか？	➡ かかります。納付額1万円までは50円(税抜)、2万円までは150円(税抜)、以降納付額1万円増えるごとに100円ずつ加算されます。詳細については、それぞれのウェブサイトをご参照ください。また、クレジットカードでの決済方法(分割払い、リボ払い)によっては、各クレジットカード会社の定める利息が発生します。
クレジットカードで納めたいのですが、口座振替をしている場合はどうすればよいのですか？	➡ 口座振替をしている場合はお手元に納付書が届きませんので、納付書を発送する一か月程前(市県民税であれば4月上旬頃)までに口座振替の廃止届を提出していただく必要があります。
車検で軽自動車の納税証明書が必要なんですが、クレジットカードで納付しても納税証明書は発行できますか？	➡ クレジットカードで納付した場合、軽自動車税納税証明書は自動的に発行されません。車検等で軽自動車税納税証明書が必要な方は、別の納付方法をご利用いただくか、税務課窓口にて発行の手続きをお願いします。なお、クレジット納付では入金の確認にお時間がかかります。早急に納税証明書が必要な方は別の納付方法をご利用ください。
クレジットカードで納めた次の日、市役所に行って納税証明書を申請しましたが、「発行できません。」と言われました。	➡ クレジットカードで納付した場合、納税証明書は市役所にクレジットカードの代金が振り込まれた日(通常、支払い手続き日から15日~30日程度)以降に発行可能となります。納税証明書の発行をお急ぎの場合は、別の納付方法をご利用ください。
領収書が欲しいのですが。	➡ クレジット納付のご利用は領収書の発行に対応しておりません。領収書が必要な場合は、別の納付方法をご利用ください。もしくは、支払履歴画面の印刷、各クレジットカード会社の発行するご利用明細書等を領収書の替わりとしてご利用をお願いします。
この際、いっぺんに納めたいのですが、どのようにして納めるのですか？	➡ 条件が異なります。それぞれのウェブサイトをご確認ください。
2期分を納めるところ誤って3期分の納付書で納めてしまいました。どうすればよいのですか？	➡ 第3期の納付書で納付された場合は、第3期分として収納されます。第2期分は未納扱いとなってしまいますので、恐れ入りますが至急納付をお願いします。(この際、第2期分の納付期限が過ぎておらずとクレジットカードでは納付できません。)

<p>クレジットカードで納めたのに督促状が届きました。</p>	<p>➡ 市では、督促状発送の際は、可能な限り直近の納付まで調べておりますが、クレジットカードで納付いただいた場合、市で納付の確認ができるまでお時間がかかります。恐れ入りますが、このような時間差による督促状の行き違いにつきましては、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
<p>クレジットカードでの納付額はいくらまで納められるのですか？</p>	<p>➡ クレジットカードの上限額まで納付できますが、納付額1,000万円を超える納付書には対応していません。</p>
<p>クレジットカードでの納付では、一度の登録でその後自動的に自動で支払い(継続払い)ができますか？</p>	<p>➡ できません。期別(納付書)ごとにその都度、支払いが必要になります。</p>
<p>クレジットカードで税金を納めたのですが、納付書が手元に残りました。捨ててもいいのでしょうか？</p>	<p>➡ 納付済みであれば処分してもさしつかえありません。納付後お手元に残す場合、納付書に目印をつけるなど支払い済みであることを明確にしておくことをお勧めします。(クレジットカードで支払い済みの納付書を使用して、銀行の窓口等で再度納付できますので、二重納付のおそれがあります。)また、個人情報がかつておりますので、処分する際はご注意ください。</p>

問い合わせ先

収納課 収納管理係
電話: 0248-88-9126